

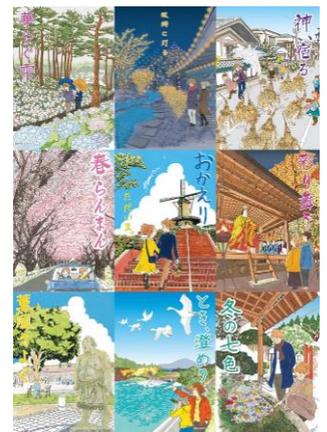
登米市シティプロモーションイラスト使用ガイドライン

登米市では、市の魅力を多くの方に伝えるために、登米市中田町在住のイラストレーター 野家一行氏を起用し、登米市9町のイラスト及びポスターを作成しました。

これまで、登米市で作成するノベルティやパンフレット等のデザインとして活用してきましたが、登米市のイメージアップ、PRに資する場合に限り、民間事業者等の商用利用を可とし、無償でデータを提供いたします。

○登米市シティプロモーションイラストとは

令和4年度から作成を開始し、迫町（風車モチーフ）、登米町（森舞台モチーフ）、東和町（米川の水かぶりモチーフ）、中田町（石ノ森章太郎ふるさと記念館モチーフ）、豊里町（鴛波洗堰モチーフ）、米山町（丸山権太左衛門モチーフ）、石越町（チャチャワールドいしこしモチーフ）、南方町（みなみかた千本桜まつりモチーフ）、津山町（柳津虚空蔵尊モチーフ）の9種類及び、9町集約版のイラストデータがあります。



著作権等の著作権は、登米市及び野家一行氏に帰属します。

これまで登米市で作成したノベルティは、クリアファイル、ポストカード、メモ帳、シールです。（令和6年10月末現在）

○活用例

- ・（商用利用の場合）自社商品のパッケージや包装紙、オリジナル商品等
- ・（非商用利用の場合）小学校の卒業アルバム、名刺等

○注意事項

- 公序良俗に反する使用はできません。
- 使用目的は登米市のシティプロモーションに資するものに限るとし、登米市の品位等を損ねる商品等へは使用できません。
- 登米市が作成したノベルティと混同されないよう差別化をお願いいたします。
- イラストデータの改変、改悪は固く禁止いたします。
- 使用を可と認めた場合に限り、イラストデータをJPGでお渡しいたします。
- 使用を可とした後、販売等を開始する前に、再度、登米市に商品デザインを提出してください。
- イラストの使用により使用者に損害が発生しても、登米市は一切その責任を負いません。イラストの使用は使用者の責任において行ってください。
- 商品開発のため、文言の削除、イラストの縮尺変更、人物の抜き取り等を要する場合は、イラストのデジタル処理について野家一行氏と協定を締結している株式会社 コアシステム 登米支店を紹介する場合があります。

担当：登米市まちづくり推進部まちづくり推進課

0220-23-7331